



地方分権改革における 千葉県の取組事例

平成26年2月14日

千葉県総合企画部政策企画課長 今泉 光幸

～政策法務への取組～

2000年 地方分権一括法（平成12年4月施行）

機関委任事務の廃止、通達の廃止 など



※地方分権一括法の施行により

地方自治体において、政策を実現するため、自主立法の範囲の拡大や、法令の解釈や適用の最終責任を負うことになり、

「法との整合性重視（守りの法務）」だけでなく

「法を課題の解決に活用（攻めの法務）」の視点が重要となった

○組織の強化＜2003年（平成15年4月）＞

政策法務担当の専任職員の配置（平成25年度5名配置）

政策法務課へ組織（名称）変更（都道府県では最初）

○企画立案段階からの条例案への支援

これまで「担当課が条例案を作成し、法規担当が審査する」という流れを「企画立案の段階から、政策法務課と一緒に作り上げていく」という流れとするなど「サポート体制を確立」

全庁横断的に取り上げる必要のある課題について

案件処理の方向性や条例案の内容を「**政策法務委員会**」で部局横断的に審議担当課は政策法務委員会での議論を踏まえ、論点を整理しながら条例化を進める

「政策法務委員会」とは

- ・各部の次長等で構成され、庁内の総合的な調整や全庁的な法務の課題解決について議論をするとともに、自由な意見交換の場としても機能
(次長等：部長のような決定権限がないが、これまでの幅広い行政経験などから様々な議論や意見が期待できる)
- ・条例案の審議以外に、その他の法的な課題についての審議や外部の講師を招いての講演、県を当事者とする訴訟や地方分権改革の対応状況などを報告

条例制定に当たり全庁的に取り組んだ事例

千葉県における「林地開発行為等の適正化に関する条例」

(平成22年3月制定)

現状・課題

- 1 森林法の不備
(許可基準不明確、進捗状況等の報告や小規模林地開発を規制する規定なし)
- 2 許可区域の無断拡大、事業地の放置など問題事例の多発
- 3 本県の違反の大半が土砂採取・残土埋立によるもの

条例制定における取組

- ・ 政策法務委員会での審議、報告（12回）
- ・ 砂利採取や残土埋立など関係法令との整合性を図るため、学識経験者による条例検討会議や庁内プロジェクトチーム検討会議の開催等
- ・ 関係機関等との協議（林野庁、検察庁、市町村、事業者）

条例制定等による効果

条例に「事業の進捗状況等の報告」「小規模林地開発行為の届出」などを義務付けたことにより、事前協議制度を盛り込んだ指導指針と一体となって、県としても開発行為の状況を把握し、的確な指導が可能となり、不適正な開発行為の抑制につながっている。

○法的に高度な判断が必要な行政課題に対する支援

審査部門や訴訟部門とは別に、政策法務担当職員が配置されたことで、**迅速かつより深い相談対応が可能**になるとともに、**担当職員の知識やスキル向上**という効果も出てきた。

平成20年度 「政策法務主任」を各部主管課に配置

- ・ 部内各課からの法律相談の一次窓口（平成21年度～）
- ・ 政策法務課との連絡調整機能の役割
- ・ 各部の法務能力の向上・充実を担う
- ・ 今後、部長・次長等の法務スタッフとしての役割を期待

(参考) 政策法務主任を窓口とした法律相談数

平成22年度	183件
平成23年度	230件
平成24年度	257件

相談件数が増加

法務的な視点を取り入れて解決しよう
という問題意識が浸透

○その他

○政策法務の普及・啓発

「政策法務ニュースレター」の発行（年3、4号）

- ・ 行政関係の判例の解説など、政策法務に関する情報を掲載
- ・ 県職員だけでなく、ホームページで一般にも情報発信

○政策法務を推進するための人材育成

県職員や市町村職員を対象とした研修を実施

- ・ 政策法務担当職員が研修を企画
- ・ 千葉県の実情に沿った身近なテーマを題材にしたグループワークの実施
- ・ 新採職員研修のカリキュラムに政策法務を組み込む
- ・ 市町村からの要請に応じた出張講義

○今後について

政策法務の能力向上は直ちに目に見えた効果として表れにくいですが、取組状況により将来大きな差となって表れてくるものである。

千葉県としては、更なる政策法務の意識と法務能力の向上のため、継続的に取り組んでいく。

～安全安心における独自の取組～

「刑法犯の認知件数が依然として高い水準」（平成24年 80,802件：全国第5位）

「成田空港や千葉港などを有し、国の治安上も極めて重要な役割がある」

⇒ 警察官の定員は警察法で規定されているなど独自での増員が困難

⇒ 警察官の増員にはよらない独自の取組が必要

移動交番車

1 運用開始

平成22年3月

2 体制

移動交番車1台につき、警察官2名と嘱託職員1名を配置
(女性1名が必ず乗車)

3 配備体制

50台配備

4 活動状況

- ・警察相談、遺失・拾得届、被害届の受理
- ・子どもの見守り活動
- ・住民との合同パトロール



コンビニ防犯ボックス

※試験的にはあるが、全国で初めての取組

1 運用開始日

平成25年11月6日

2 設置場所

千葉市・市川市

3 運用時間（原則）

午後2時から午後10時まで

4 配備体制

警察官OBを嘱託職員（各3人）として配置
名称「セーフティアドバイザー」

5 業務内容

- ・街頭監視活動
- ・防犯ボランティア等に対する指導助言
- ・地理案内

